

平成29年度第1回長崎県政策評価委員会（前半：事業群2）

I 日 時

平成29年9月1日（金） 13時45分～14時50分

II 場 所

出島交流会館11階 産業振興支援多目的ホール

III 出席委員

堀内委員長、芹野副委員長、小西委員、能本委員、山中委員

IV 議 題

個別事業群（2－（1）－②）の審議

その他

V 議事録

（堀内委員長）

それでは、個別の事務事業について審議に入りたいと思います。まず、事務局から戦略及び施策の概要説明をしていただきます。その後、事業群ごとに県の所管課から事業群及びこれを構成する事務事業の内容、事業群の内部評価結果等について説明いただいた後、質疑応答とそんな形で進めさせていただきます。

それでは、審議順序等進行を事務局の方で進めてください。お願いします。

（事務局）

それでは、今回審議していただく基本戦略及び施策の説明をいたします。まず、お手元の総合計画「チャレンジ2020」の抜粋の資料をつけておりますが、今年度は2つの基本戦略からそれぞれ1事業群ずつご審議いただきます。1つ目の「交流を支える地域を創出する」という基本戦略についてご説明いたします。

その抜粋資料の最後のページをご覧ください。長崎の総合計画の体系を示した資料にな

っています。この基本戦略は、将来像としましては「交流でにぎわう長崎県」その中の基本戦略の2つ目に位置づけられております。この基本戦略ですけれども、「魅力あるまちなみが整備され、文化・芸術・スポーツ活動により地域が活性化し、交流人口の拡大によりにぎわう長崎県」これを目指しまして、右の方に施策というのがございますけれども、その「交流を支える地域を創出する」にぶら下がっておりますのが、「時機を捉えた魅力あるまちなみの整備」それから「文化・スポーツによる地域活性化」それから「移住施策の強化」という3つの施策に展開することとしております。今回はこの1つ目の施策であります「時機を捉えた魅力あるまちなみの整備」の中から、長崎らしい景観形成、まちなみ環境整備の推進の事業群についてご審議いただきます。

総合計画の資料の2ページです。施策と施策を構成する事業群が記載をされておりますけど、この施策にぶら下がる事業群としましては、2ページ目にあります「新幹線開業に向けた駅周辺の整備」、それから、次のページにあります今回ご審議いただきます「長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進」、それから、その下にあります3番目の「県庁舎跡地整備の推進」、この3つの事業群がありまして、2ページの上段に戻りますけれども、この施策ではこれらの事業群の取組によって、魅力あるまちなみが整備されることにより、地域の活性化を目指しております。その成果指標としましては、まちなみや環境がよくなっていると思う人の割合、これを5年間で5%アップさせるという数値目標を掲げております。1つ目の基本戦略と施策の概要については簡単でございますが、以上で説明を終わります。

それでは、審議対象事業群について担当課よりご説明申し上げます。

（都市計画課）

まず、1番目の「時機を捉えた魅力あるまちなみの整備」について、「長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進」という事業群でございます。本事業群につきまして、取組項目は調書の1ページ目をご覧ください。事業群評価調書に記載しておりますが、「市町の景観計画策定支援及び市町や県民等との連携による景観形成の推進」となっております。この事業群を代表する指標として、「景観計画策定団体数」という項目を設定しまして、平成32年度の最終目標を17市町にするという目標を掲げております。これを達成すべく5つの事務事業をそれぞれ実施しているところでございます。

それでは、事業群の取組項目についてご説明します。まず、1ページの「1. 計画等概

要」の中の進捗状況の分析についてでございますが、本県の景観の特徴としましては、自然・歴史・文化的な背景からほかの地域に見られない独特な景観を形成しております。これらを維持保全しながら、新たなまちなみを創出することで生活環境や観光資源としての価値の向上を目指し、地域活性化の基盤整備をすることが重要だと考えておりまして、平成28年度はさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。この取組項目を進めるための具体的な事業としましては、「2. 28年度取組実績」に記載しております、「長崎らしい景観形成推進事業」「公共デザイン推進制度」「21世紀まちづくり推進総合補助金」「屋外広告物指導監督費」「『ながさきサンセットロード』推進事業費」の5つの事業がございます。事業内容については、後ほどご説明いたします。

次に2ページの「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」でございますが、本事業群の取組全般を総括して、実績を検証したところ、4ページに図化しておりますが、課題として「市町の厳しい財政状況」それから「県・市町職員や事業者、住民の景観意識の不足」それから「景観計画策定・運用方法に係る職員の不足」、「景観に精通した人材の確保」「景観に配慮されていない屋外広告物の存在」「市町をこえた広域的な景観の形成」などの課題がございます。そのための取組として、主要事業を設定しまして、各種事業を進めていき、下に記載のとおり「目的」として「住民・事業者・市町等と一体となった景観づくりを進め、生活空間や観光資源としての魅力を高めることで、地域の振興に寄与することを目指す」こととしております。以上を踏まえ、事業調書「4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性」に記載しておりますように、平成29年度は市町に対する支援体制を強化し、各事業の制度を広く周知した上、平成30年度には事業の効率化を図りながら見直しを検討しようと考えております。なお、事業群と事務事業の関係や、課題などとの関係づけについては、先ほどご覧いただきました4ページに記載しておりますので、この後の個別の事務事業を順に説明する際に、ご参照いただければと存じます。

以上で、事業群に関する説明を終わります。

(堀内委員長)

いかがですか。何かございますか。特に、よろしいですか。では、引き続きお願いします。

(事務局)

最初に事業群を構成する5つの事業について、所管課から順に説明をしていただきたいと思います。まず、「長崎らしい景観形成推進事業」について、都市計画課からお願いいたします。

(都市計画課)

では、「長崎らしい景観形成推進事業」についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。この事業の目的は、長崎らしい景観形成を行うことで、生活空間や観光資源としてのまちの魅力を高め、定住促進や交流人口拡大による地域の活性化を図ることを目的とし、「長崎県美しい景観形成計画」に基づき、「活動サポート事業」「景観資産登録制度」「アドバイザー派遣制度」「広域景観形成推進事業」「大規模建築物の規制・誘導」を実施しております。

平成28年度の実施状況でございますが、記載のとおり、①として「市町への施策説明及び意見交換」、②「アドバイザーの派遣」、③「まちづくり景観資産登録・保全」、④「景観法に基づく届け出制度」、⑤「広域景観形成推進事業」に取り組んでおります。①につきましては、景観行政への意識の低い自治体への訪問のほかに、市町を交えての意見交換、勉強会である景観連絡会を3回実施しております。②のアドバイザー派遣については、修景改修や公共事業等に19回の派遣実績がございます。⑤につきましては、五島市と小値賀町、新上五島町をまたいで景観形成を行う、NPO法人五島列島デザイン会議の設立を支援いたしまして、景観まちづくりに関する意識啓発を目的とした委託事業を行っております。これらの取組により、この事業の成果については、市民や県民の景観への意識向上を図ることができ、事業群指標の目標を上回る14市町において景観計画の策定がなされております。なお、平成28年度の実績を踏まえ、平成29年度はアドバイザーの活用方法を見直し、広く周知することにより、より多くの派遣回数確保するよう努めるとともに、活動サポート事業に認定した「福江城址公園整備事業」については、五島市への助言・支援を行いながら、地域住民の景観意識の醸成に努めてまいります。

評価調書の3ページをご覧ください。平成30年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点として、アドバイザー派遣制度に着目し、景観計画策定の要請の際の積極的な活用や、公共デザイン推進制度との連携強化といった理由から、改善と評価しております。

以上で説明を終わります。

(事務局)

次に「長崎らしい景観形成推進事業」で、「公共デザイン推進制度」について、まちづくり推進室の方から、ご説明をお願いします。

(まちづくり推進室)

まちづくり推進室の方からは「長崎らしい景観形成推進事業」の「公共デザイン推進制度」について説明いたします。

まず、本事業の目的及び平成28年度の実施状況について、補足説明資料の7ページで
ご説明いたします。この事業は景観形成の中でも特に県や市町が行う公共事業について、
周辺景観との調和への配慮や魅力ある景観形成を行うために、専門家の意見を聞きながら
デザイン検討を支援していくというものでございます。具体的には県が行う構造物等の整
備事業及びこれと一体となって市町が行う構造物等の整備事業、並びに県が推進する重要
な景観まちづくり関係施策の対象区域において、市町が行う構造物等の整備事業のうちで、
地域の景観に大きな影響を及ぼすと考えられる事業について、関係分野である建築であり
ますとか、土木・緑地等の専門家で構成する長崎県公共事業等デザイン支援会議において
助言を受けながらデザインの検討を行い、質の高い公共施設等を整備することによって、
魅力ある景観の保全・形成を先導するとともに、市町事業でありますとか、民間事業がこ
れをならって追随していただくというものでございます。

平成28年度の実施状況は長崎県公共事業等デザイン支援会議を2回開催しておりまし
て、県及び市が行う6件の事業について専門家から助言を受けております。主な助言は7
ページの資料のところに簡単ではございますけれども、記載させていただいております。
植栽とか、いろんな形について助言をいただいております。今後はその専門家の助言を活
かしながら、工事実施段階で反映させていくという形になっています。

平成29年度は効率的なデザイン支援を行うために、現地調査を兼ねた地方機関での開
催を中心に3回の会議を実施予定でございます。また、完了した事業についても、きちん
と反映されているか、現地調査を行って成果を検証いたしまして、毎回毎回支援をしなく
ても、優良な事例については前例を見てできるように、平成27年度に景観に配慮した公
共事業事例集というふうなものもつくっているんですが、それをまた更新していくような

ことも考えております。

事業群評価調書の３ページをご覧ください。平成３０年度事業の実施に向けた本事業の見直しの方向性につきましてですが、公共デザイン推進制度のさらなる効率的な運営を図るために、先ほど都市計画課からも景観形成アドバイザーのところで改善をという話がありましたけれども、連携を強化できないかということを今後、来年度に向けて検討を行いたいと思っております、見直し区分は改善としております。

以上で、説明は終わらせていただきます。

（事務局）

続きまして、「２１世紀まちづくり推進総合補助金（美しい景観形成推進事業）」、それから、「屋外広告物指導監督費（周知啓発）」について、都市計画課からご説明をお願いいたします。

（都市計画課）

ではまず「２１世紀まちづくり推進総合補助金」について、概要を説明いたします。

９ページでご説明申し上げます。この事業の目的につきましては、長崎県２１世紀まちづくり推進総合補助金を活用しまして、交流人口の拡大、地域課題の解決、地域資源の活用による地域の活性化を推進することとなっております。その補助メニューの中に「美しい景観形成推進事業」がございまして、長崎らしい景観形成を推進するための事業に対し、市町へ補助を行っているところです。また、その中の景観計画策定事業につきましては、事業群評価調書の中では中核事業として位置づけられており、指標にもあります景観計画策定団体数の数に直結する事業でございます。本事業におきましては、昨年度と今年度に対馬市に景観計画策定にかかわる委託費２分の１を補助しておりまして、来年度をめどに景観計画が策定される見込みとなっております。今後、対馬市の特性を生かした景観の保全が図られることとなっております。

「景観資産補助事業」につきましては、昨年度は１１件の建築物に対しまして、市町を通して、間接補助を行って、各地域のまちなみを構成する景観資産及び重点地区の建築物の修景・保全を実施いたしております。これらの修景・保全した景観資産についてアンケートを実施しましたところ、「まちなみや景観がよくなった」という１００％の回答をいただいております、今後はこれらを活用した地域づくりやイベントが開催される予定となっております。

ります。

3ページをご覧ください。平成30年度に向けた本事業の見直しの方向につきましては、事業構築の視点として、特に景観計画を策定していない市町の財政状況を支援すること、また地域景観の主体となる景観資産を保全・修景することで長崎らしいまちづくりの取組を今後も支援していくことが重要であるということに着目いたしまして「現状維持」という評価をしております。

続きまして、「屋外広告物指導監督費」について、11ページでご説明を申し上げます。この事業は国土交通省が定める屋外広告物適正化旬間にあわせて、良好な景観形成や公衆への被害の防止等を目的に関係団体や関係市町とともにながさきサインフォーラムを開催するものでございます。具体的に平成28年度の実施状況でございますが、記載のとおり平成28年9月24日に第3回ながさきフォーラムを開催しまして、景観デザインの専門家による基調講演や諫早市における景観に配慮された屋外広告物の事例紹介などを行いまして、参加者の景観意識や安全意識の醸成に努めてまいりました。開催後のアンケートでは、回答者全員から「景観や安全に対する意識が向上した」という回答が寄せられたことなどが実績として上がっております。なお、平成28年度には県内で2件の屋外広告物落下事故が発生するなど、良好な景観形成はもちろんのこと、安全性の確保が喫緊の課題となっておることから、国が定める屋外広告物条例ガイドラインの改正に伴い、平成29年4月1日付で長崎県屋外広告物条例を改正し、安全点検の義務づけを行っております。平成29年度はフォーラムによる周知啓発を引き続き実施するとともに、関係者への通知や条例改正説明会の開催などを通じて、条例改正内容はもちろん、良好な景観形成に向け、周知に努めておるところでございます。

3ページをご覧ください。平成30年度に向けた本事業の見直し方向につきましては、事業構築の視点として、特に県と民間の役割分担、協力関係の整理、認識交流に着目いたしまして、今後は関係事業団体とさらに連携し、関係事業者が多く集まる会議等に職員を派遣しまして、個別に周知啓発を行っていくなど、周知の強化を図ることから「改善」と評価しております。

以上で説明を終わります。

(事務局)

最後に、「『ながさきサンセットロード』推進事業費」について、道路維持課からご説明をお願いします。

(道路維持課)

「『ながさきサンセットロード』推進事業費（公共）」についてご説明をいたします。まず、初めに14ページにございますが、「ながさきサンセットロード」とは現在全国に139、九州では14ルートが登録されている、日本風景街道の1つであり、平成19年11月に登録をされております。北は松浦市から、南は長崎市までの県西部の美しい海岸沿いの道路をメインとした、約340キロメートルのルートであり、沿線地域で見られる夕陽、教会、大きな橋など、美しい景観、歴史的・文化的資源を活用し、地域の方々と国、県、関係市町が協働しながら、沿線景観の保全・整備など、さまざまな活動に取り組んでいるところでございます。道を舞台としまして、活力ある地域づくりや、観光振興の推進をしていくものでございます。具体的には、沿線に地域活動団体や、関係市町を含めた82団体で組織する「ながさきサンセットロード推進協議会」により、地域の各種イベントや地域の魅力を全国に発信し、「みどころマップ」の作製、また沿線全体の景観整備活動となる一斉清掃、そのほかフォトコンテストやバスツアーなどを実施されております。

当事業推進事業費につきましては、13ページになりますが、国の社会資本総合交付金を活用し、日本風景街道の取組を推進する事業費でございます。協議会の運営費や情報発信、広報活動等を支援するものでございます。平成28年度につきましては、活動方針等を検討する協議会が4回開催され、また、「みどころマップ」の更新、一斉清掃、フォトコンテスト等が実施されております。

成果指標となります、沿線の一斉清掃につきましては、11月19日に沿線全体で実施されており、1,042名の参加をいただき、花を植えたり除草をするなど美化活動が実施されています。また、サンセットロード2016フォトコンテストにつきましては、平成28年10月から平成29年1月にかけて実施をされ、周辺エリアの夕陽、教会、産業革命遺産、橋などを題材とした魅力あふれた写真、357作品の応募がありました。優秀作品の表彰を行うとともに、地域の魅力を伝える広報活動に活用していくということとしております。平成29年度につきましては、沿線の一斉清掃や、秋には10周年イベントとしまして、サンセットクルーズやウォーキングなども企画をされております。また、今月には県政番組「こちら県庁広報2課」でも取り上げていただくようになっております。

以上で説明は終わります。

(堀内委員長)

はい、ご説明が終わりました。では早速、皆様のご質問、ご意見、ご提言等ありましたら。はい、お願いいたします。

(小西委員)

では、まず、外側のことから伺いますが、３ページの「２９年度見直し内容及び３０年度実施に向けた方向性」これが多分一番大事なんだろうと思うんですけど、ちょっと私、聞き逃したのかもわかりません。一番最後にご説明された「サンセットロード推進事業費」がこの欄に出てこないのはどういう理由なんですか。

(道路維持課)

はい、『ながさきサンセットロード』推進事業費（公共）」という、公共事業、交付金を活用して行っているものなんですけども、国の交付金の予算が大変厳しくなりまして、効果促進事業というような位置づけをしているんですね。取り組んでおりましたけども、その効果促進の方がかなり厳しくなって削減されまして、公共では今年度はちょっと難しかったということがまず第一点でございます。ただし、活動を休止するというようなことではございませんで、各地でそれぞれの活動に取り組んで、あるいは一斉に活動をしていただく、そして、フォトコンテストについても、自分たちの力で何とかやっていきたいというようなことも、今、議論をやっているところでございます。

(小西委員)

はい、わかりました。そうしますと、その疑問は評価調書を読む人はだれでももちそうなので、どこかに書いておいた方がいいんじゃないですかね。

(事務局)

このサンセットロードが公共事業という括りになっておりまして、その分については別の制度で評価をするようになっております。

(小西委員)

それで（公共）と書いてあるんですね。何で（公共）と書いてあるのかなって。わかりました、効果促進事業なんですね。

それでは、引き続き伺います。私は、この３ページはとてもいいと思うんです。というのは、見直し区分に「改善」「改善」「現状維持」「改善」とあるんですよね。このページと５ページ以下の個別の事務事業になると、成果指標、活動指標は大体達成率が１００％とかが多くて、昨年までの調書だったらこっちに焦点がありましたので、「引き続き頑張ります」みたいなそういうようなことで、「いや、引き続き頑張りますではちょっと調書としてはいかなものでしょうか」というやりとりを随分やってきたんですけど。個別事務事業に関して言えば、見直しってということはそれほど出てこないけども、３ページにして、総合政策の全体の施策の推進っていうふうに、事業群ってつかまえたときに「改善」っていうのが担当課としてあまり抵抗なく、次年度以降もこんなふうに改善していこうと思いついていうのが抵抗がなく書けているとすれば、ことしの調書の方が格段によくなったということだろうと思うんです。それで、質問なんですけど、こうすることによって、今までだと改善とか、ここをもっとこうしたいというふうに言うと、「要はあなたたちの取り組みが悪かったんでしょう」というようなことを言われかねないと思って、「現状維持です」とかいう、割と逃げの書きぶりをせざるを得なかったようなところがあるのが、この仕組みにすることによって、その壁が取っ払われたというふうに理解していいですかね。

(まちづくり推進室)

今回のこの調書をつくるにあたって、例えば、私どもの関係する２つ目の事業なんですけども、都市計画課にも関係するようなところがありますので、実際調書をつくるにあたって、皆さんに少しでも何か改善できるところは改善しましょうということを書いて協議しております。そういった意味で見直した点があると思います。

(小西委員)

改善ということに対する、何か、心理的抵抗はない調書になってますでしょうか。むしろ、別の課の方にお伺いします。

(都市計画課)

改善という点では、ある程度の目標値の達成があってもそれ以上に数字を上げていくために、常に改善をしなければいけないと、そういうスタンスであれば、ずっとこういう新たな施策というか、中身を変えながら、いいものにしていくという努力ができるというか、表明をするというか、そういう意味では、我々、抵抗は特に感じておりません。

(小西委員)

次の事業群を見ると、「現状維持」が多いですね。ですから、そういう意味では、この書きぶりが一番いいですね。我々やってきたことは、決して何も問題は、すごい大きな問題があったというわけじゃないけど、前に見たときには改善すべきことはたくさんあるんだという、そんな清々しい調書なんですけど。事務局にむしろあれですけど、全体的にそういう傾向に今年はなってますか、なってませんか。

(事務局)

そこはですね、やはり、こういうふうに「改善」というふうに表示されているところが多いのもありますし、「現状維持」が並んでいるというものもあるんで、一概には言えないですが、まだ、もう少し意識を高めなければいけないのかなというのは感じております。

(小西委員)

事務局の方から、やはり「現状維持」という書きぶりは、極めて限定的なときしか使えないという理解を、今後、調書を書くときにしてほしいというのは、やはり伝えるべきではないかというふうに思います。

(事務局)

そうですね。そこは、研修を毎年やっておりまして、その中でも、やっぱり特に政策評価委員会の中でも安易に「現状維持」とすべきでないというふうなご指摘も毎年いただいておりますので、そういったことを紹介しながら、職員にはそういう意識を持ってもらうように努めているところです。

(小西委員)

以上でございます。

(山中委員)

単純に質問なんですけど、「長崎らしい景観形成推進事業」のところなんですけど、平成28年の目標の1ページです。目標が30回で実績が19回で、今回、平成29年度の目標が20回。評価のところを見ると、「アドバイザーを積極的に活用し」ということで、このままでよかったんだなと思ったんですけど、補足説明資料を見ると「より多くの派遣回数確保できるよう努めることとする」というふうに書いてあるので、だとすると、回数を増やすというのが目標なのかなと。ちょっとその辺が矛盾というか、よくわからなかったんですけど。予算を見ても変わらないんで、19回っていうのが妥当な数字で、内容を濃くするという意味なのかと思ったんですけど、そうすると派遣回数確保するというのはどういうふうに捉えたらいいのかなと思ったんですけど。

(都市計画課)

派遣回数については、やはり住民の方々の意識の向上というところと、行政の職員の意識向上というところから、そういうアドバイザーを派遣するやり方を少しでも変えていて、今まで、個別の施設、建物とか、そういう修景が必要なものに派遣をしていったということなんですけど。そこを連絡会議とか、説明会とか、そういう場にも質も変えながら、そういう回数も増やしていくという考え方でございます。

(山中委員)

派遣回数は増やしていくというのは、今までと違うやり方ということですよ。

(都市計画課)

中身の改善をしながらということです。

(山中委員)

すると、この目標の指標にある、ここに関する派遣としては、現状というか、10回とか、実績並みという形なんですか。

(都市計画課)

そういうことですね。1つは、質を高めたアドバイザーの説明会とかいうものをやる予定なんですけど、今のところある一定、この景観遺産に対するアドバイザーの派遣要請がなかなか上がってこないというところもございまして、そういうところのPRが、むしろ我々に足りないのかなというところから、中身の質を高めながらやっていくということでございます。

(堀内委員長)

私から1つだけ質問させてください。多少、場違いなというか、屁理屈みたいに聞こえるかもしれませんが、ちょっと気になったので、質問させていただきたいと思いますが。よく「長崎らしい」とか「魅力ある」という言葉、今回のご説明にも盛んに「長崎らしい」とか「魅力ある」と使われていますが、「それって何だ」というのが実はあります。そういう「長崎らしい」という言葉で少し中身が見えなくなっているのではないかなってのが、あるものですから、その辺のイメージをどんなふうにとらえてらっしゃるんですか~~ね~~。特に「まちづくり」あるいは「都市計画」における「長崎らしさ・魅力」というのを、皆さんはどんなふうなコンセプトで共通理解のもとにこの施策をたてられたのか、ちょっと教えていただければ。

(都市計画課)

具体的にこういうものが「長崎らしい」というイメージはちょっと書けてない部分はあるんですが、例えば一般的に長崎市であれば、「異国情緒みたいな景観」というのが当然あるんですが、県内見回したときにそれぞれいろんな特性があって、例えば、離島には離島の顔がありますよとか。長崎には港に面したまちがたくさんありますよとか、そういうところで、ほかと特異性がある、そういうふうなまちづくりを目指しているということで、個性を高めるというところを少し念頭に置いた政策だというふうに理解しております。

(堀内委員長)

多分、そういうことだと思うんですが、その「個性とは何だ」ということが、こういう書類の中になかなか出てこないと思うんですが、それはしっかりビジョンとして示されることによって、それにかかわる人、あるいはそこに住む人、あるいはその地域を訪れる人の物の見方・目線っていうのは常に変わってくるのかなと。残念ながら、ややその辺があ

いまいなような気がいたします。先ほども、長崎市においては異国情緒っていうことがあるかもしれませんが、例えば、県北地域で異国情緒なんて言っても通じないわけで、ちょっとその辺が、多少気になっております。

それで、アドバイザーを活用されてますよね、このアドバイザーの選定、あるいは、アドバイザーの方というのは日本人ですか、外国人ですか。

(都市計画課)

すべて日本の方です。

(堀内委員長)

どちらにお住まいの方ですか。

(都市計画課)

それは、専門の方々はいろんな地方にいます。

(堀内委員長)

大勢いらっしゃるんですか、アドバイザーっていう方は。

(都市計画課)

31名、今おります。いろんな分野の方っていうか、景観にかかわるような分野の方々がいらっしゃるということです。

(堀内委員長)

デザインを決定していくときに、アドバイザーが増えれば増えるほどデザインがぐちゃぐちゃになっちゃうこともあるので、その辺のところをどのように県として方針を出していかれるかというのが、大きな1つの課題かなと思います。まちなみを考えるときに、やはり、例えばウィーンのまちなみなんか考えたら、マリアテレジアなんかイエローというのは大事にしているわけですよね、100年かけてつくっている街もあるわけで。そう考えると、あんまり大勢のアドバイザーがいらして、ああだこうだ言ってもなかなか形にならないのでは。その辺のところをどういうアドバイザーにどういうことをやってもらうか

ということ、多分調整されるのはもしかしたら県の行政の方の役割の1つかなと。そうしないと、いろんな意見を聞きましたで終わってしまうと思います。それで継続性、あるいはあいまいなものにならないために個性が必要でしょうし、その辺のところはなかなか大前提として難しい面もあるんですけど、必要な部分かなというふうに私は思っていますので、いかがですか。

(都市計画課)

そのアドバイザーの派遣については、基本的には個別の施設で1名の派遣をしていて、ものによっては複数を派遣するという場合もあるんですが、その我々の知識の中では、専門性であるとか実績であるとか、そういうところの中で当然その専門性が高いということでの派遣ということです。それともう1つ、個性的なというお話になってきますと、この景観計画というのはもともと市町村が立てるようになっておりまして、県は広域的なものですから、あまり個別の特色を表に出したような計画にはなっていないというところもございます。ですから、市町村が立案する計画の中ではそういう個性を特にイメージできるようなものを出されているという認識でございます。

(堀内委員長)

それ難しいですね。盛んに「平成29年度に向けて連携」っていうのを見直すというフレーズも出てきますので、連携っていうのはいい意味で連携しないと、ただ集まって寄っても連携にはならないので。実はアドバイザーが31名いらっしゃるなら、その31名がきちんと一週間なら一週間議論して長崎はこうあるべきだと、この地区はこうだということを皆さんが意識をもってから進まない、自分の考えを言ってもらってもあまりこういうのはしょうがないんじゃないかなという気がしたものですから。むしろ必要なのは、そのアドバイザーの共通理解、あるいはそこでの議論、長崎はどうあるべきか、その目線というのはそこに住んでいる人の目線なのか、外から見た目線なのか、あるいは海外から見た目線なのかということが必要なような気がしますので、ちょっとその辺が気になりました。もし今後、何らかの機会に少しその辺のところを検討する場面があればいいなと思いましたので、申しました。

(まちづくり推進室)

ちょっと今の意見に関係して、まちづくり推進室でデザインの的なものやっているんですけど、実は総合計画の資料の3番目に県庁舎跡地というのが出てきたと思います。駅周辺や松が枝エリアという港の関係のところとかはそちらの事業群に入っており、そのデザインに関しては、アーバンデザイン会議というのを平成13年ぐらいからやっております。

(堀内委員長)

やってますよね。

(まちづくり推進室)

それは同じメンバーで、その人たちがずっと同じようなトーンで見ることが1つの継続なんだという形でやって、その部分に関しては継続性があるということになっている。どちらかというところ、それ以外のところが2番のところに、県下全域というところをこの事業群でやっておりまして、それについては個別のところとかがある程度あるんで、そういうところはその場に応じたような形でのアドバイザーを派遣するということになっているのだと思います。

(堀内委員長)

すみません。ありがとうございました。どうぞ。

(芹野副委員長)

全部で5つの事業ですかね、そのうちの後ろの2つ、屋外広告とながさきサンセットロードっていうのはちょっとまた種類が違うのかと思うんですけど、最初の3つは何となく同じような、真ん中の部分は補助金を出すということですかね。ただ、その最初の2つ、もしくは補助金のところまで見て、ちょっと先ほども話がありましたけど、県と市町村の役割分担っていうのが非常にわかりにくいというふうに思います。私も佐世保に住んでいますので、まちなみっていうと何となく佐世保のまちなみはイメージできるけど、そのほかの大村、諫早もしくは、この前五島にも行きましたけど、五島ってこんななんなんだなっていう感じなので、多分、その生活者レベルの目線でいけばまちなみってもうちょっと小さく区分されるのかなと思います。そのときに、県としてどういう施策を打っていくのかっていうことをもうちょっと明確に捉えたものにしていった方がいいんじゃないかなと

思います。もっと厳しく言うと、このアドバイザーを派遣される事業は、派遣されることはとってもいいことだと思うんですけど、派遣しなくても何かいいんじゃないかなっていう意見もあると思うんですよ。本当にその市町村、まちなみの型をつくるにあたって、アドバイザー派遣が望まれていることなのか、その優先順位が高いのか、そのあたりをすごく調整して、施策を選んでいくべきじゃないのかなっていう、ちょっとその辺も気になります。どうしても、アンケートの結果を成果指標にされるというのは、今までも結構多いんですけど、やっぱりそのいろんな事業をなされたら、やったことがいいか悪いかと聞かれればほとんどの人はやった方がいいって答えるのは当たり前なわけですね。でも、そのほかの選択肢があったときに、どの選択肢がよかったんだっていうことになれば、答えはまた変わってくると思うので、この事業を選択するにあたってはほかの選択肢がこういうふうにあった中で、この事業を優先順位を高めて選んだんだということをもう少し我々にも説明していただければ、それがイコール市町村の方々にも伝わりやすいのかなと思うので、そのあたりをもうちょっと調書の中に書き込むなり、わかりやすくされた方がいいかなというふうに感じてます。

（都市計画課）

まず、ちょっと説明が足りなかった部分があると思うんですが、別紙のパンフレットをご覧くださいますと、これは「美しい景観形成計画」というものがございまして、条例を載せております。この中で、県と市町の役割分担という部分がございまして、これは第4条のところに載っているものでございます。県としては総合的な計画を推進していくというところから始まっております、そこは、県民とか事業者の理解を深めると、それから先導的な支援をすると、それと市町の支援をするというところを柱として載っております。それともう1つは広域的な景観行政というものを推進するというにしております、市町は、この役割のところではわかりづらいかもしれませんが、パンフレット2ページ目の「2. 各主体の役割」というところで、まずは住民と市町が主体となって景観行政は進めていくんだよというところ、県はその支援と広域的な景観形成を行っていくということで、アドバイザーの派遣についてはこういったとこの支援の視点でまず行っているというところがございます。それともう1つ、アドバイザー制度の派遣というのは、市町から要請があったときに、うちの方から派遣をしている制度でございまして、1つは市町村の方々がそういう技術力とか景観に関する知識がない、職員の数がないというようなとこ

ろの支援というのも1つに入っているというところでございます。ですからアドバイザーは、市町村がどうしてもそういう景観的なアドバイスがほしいという要請があったものに対して派遣をしているという制度になります。

(芹野副委員長)

ということは、要請がなければ特段にそこにはしないということですか。

(都市計画課)

ただ、我々としまして、先ほども申しましたとおり、アドバイザーというのは建造物修復・保全をしなければいけないようなものに対する派遣と、あるいはPRのための説明会とかいうものもでございます。なかなかそういう意識が薄いところに対しては、我々の方からぜひそういう景観の施策を進めたら、もっとまちの方が活性化するんじゃないかというようなところについては、我々から積極的に進めていくのもございます。

(堀内委員長)

景観とそのまちの活性化みたいなものの関連ってというのはどのように図っていくんでしょうね。私としても、イメージとしてはわかるんですけど、難しいですよ。

(都市計画課)

なかなか概念的で難しいのですが。ただ、例えば、景観というのは地域活性化の国の施策にも載っているところは、観光面での、当然、交流人口が増えるとかいうものもございしますが、我々の長崎県で一番抱えている人口減少の問題であるとか、そういうものに対しても地域の景観ができることで、誇りをもって、住民の方々がPRできるとか、そういうことで、やっぱり景観に優れた田舎のところではなかなか人口減少が、ほかの地域に比べると大きくはないとか、そういうところがあると思うので、そういったところの政策を進めていくための一助になる部分だというふうにも考えております。

(芹野副委員長)

もう1ついいですか、ちょうど今いただいた資料にも書いてある、県としての広域景観行政の主体が県ということなので、広域景観というものをどのように長崎県としてはとら

えて、いわゆる長崎県のランドデザインっていうんですかね、ちょっとわかりませんが、それをそれぞれの市町村に伝えて、それぞれの市町村はその市、そのまちの独自性に基づいて、その広域の景観を損なうことなく地域の景観を整備していきなさいよっていうことなのかなっていうふうに、ちょっと今、ご説明を聞いて感じる場所があったんですけど、その広域景観の何かモデルというか、デザインというのがあればちょっと教えていただきたいと。

（都市計画課）

今、広域景観形成につきましては、今やっておりますのは、五島列島、これが下五島から上五島の小値賀町にいたる、宇久島はちょっと佐世保市で入っていないんですが、そこがやはり五島列島という共通の景観であるとか、あるいは個別の景観というのも当然ありますが、そこを一連に県が入って調整をしながら、広域景観はこういうものとか、統一的なものはこうだよと、個別にはこうだよというような景観計画を今、モデルとしてたてているような事業もございます。ですから、その市町だけという場合にはもう市町に補助をやったりとか、市町独自の動きがあるんですが、例えば、五島列島1つのとらえ方ということであれば、広域的な景観形成を行うというようなところを手助けできればと考えております。

（芹野副委員長）

私がちょっと申し上げたかったのは、要するに、県の役割の部分と市町村の役割の部分をきっちり分けられておいた方が無駄がないというか、効率的なのかなという気がするところなんです。何となく、その分け目の部分がちょっとあいまいで、ちょっとこの調書だけを見ても県がすべきなのかな、市町村でいいのかなっていうところが、なかなかわかりにくいっていう部分を感じたということです。

別件でもう1点いいですか。この「ながさきサンセットロード」は、いわゆる、これ見ると時津から西海市あたりを通るような部分を指しているみたいですけど、あっちはまた別の課で有料道路っていうんですか、有料道路をいわゆる佐世保から長崎の時津まですべてつなげたいみたいな計画があられると思うんですけど、そことの兼ね合い云々とかは特段にないんでしょうか。

(道路維持課)

これは、ちょっとソフト的なもので、今、言われるのは恐らく地域高規格道路ということで、西海パールラインからずっと大串を通して、時津の方につないでいく道路整備に関することかなと思いますけど、こちらはどちらかというと地域でいろんなお祭りとか、食の祭りとかいろいろやられている、そういったものを道路を介してつなげていくというふうなことで、道路整備とは違うものになります。

そこで既に行われているお祭りとかなんかを、皆さんで連携しあって、情報を共有化していくとか、お互いに情報を発信しあおうと、そういったところルート全体で元気ある地域づくりを進めていこうというふうな取り組みということであります。

(芹野副委員長)

なるほど。少し、ソフトの方に偏ると、いわゆる観光の事業なのか道路整備の事業なのかって、またちょっとそこがあいまいになってくるので、本当に道路維持課がすべきことなのかどうかというふうなものが多分問われると思うんですね。だから、そのあたりは、やってらっしゃることは非常にいいことだと思うので、観光とかそういうソフトの方に重きがあれば、そこと兼ね合うほかの所管の課との連携等々も必要になってくるかなと思うので、ぜひそのあたりも。されてらっしゃると思うんですけど。

(道路維持課)

そうですね、もちろん、先ほど82団体というふうなことを申し上げましたけども、県の関係部局としては、観光振興課とか道路維持課と一緒にやっているところです。

(芹野副委員長)

あまりにも重なれば、どちらかに寄せてやるということも1つの方法かなというふうには感じます。道路維持課だったので、少し道路の方かなと思って。だから高規格道路との関連の方が強いのかなと思って、質問したんですけど。

(道路維持課)

基本はちょっと違うかもしれませんが。間接的にそういう多くの、遠くから来ていただくためには、また、地域と交流するためにはそういう高規格の道路も必要でございますので、

最終的にはそういったところにもつながってくるかと思いますが、どちらかという、これはソフト的な取組となっているかなと思っております。道を舞台としてということでございましょうかね。

(芹野副委員長)

もう1点いいですか。この屋外広告の事業について、広告を出していると、広告料じゃないけど、県がもらえるお金がありますよね。ちょっと私、言葉がわからないんですけど、税金じゃないと思うんですけど、広告収入っていうんですかね。これ、なかなか収入率っていうのが低いと思うんですけど、そういったものは特段に気にされてないということでしょうか。

(都市計画課)

そこの収益として、お金を入れる目的じゃございませんので、その辺がいわゆる掲出をやる際に、届け出が当然必要なんですけども、そういうものがなかなかできてないというものもございます。その実態の把握というのも、なかなか件数多くて、難しいというものもございまして、そこは計画的に優先順位を決めて、そういう徴収ができるように努めているところです。

(芹野副委員長)

これは、法か何にのっとってされてらっしゃると思うんですけど、我々民間の目線でいうと、届け出損的な部分もやっぱり、見受けられる部分はどうしてもあるわけですね。だからそれをどうするのかというのは、ここの都市計画課さんの仕事じゃないかもしれませんが、そういったものと見比べながら、進められた方が、どうしても兼ねあいが出てくると思いますし、関係団体、県民に周知をするということはきちんと届け出なさいよっていうようなことを周知をしていくってことなのかなって感じておりますので、そうすると、そういう収益の、いわゆる収入率っていうんですかね、広告が100個出ていけば、その100個のうち何個がそういう届出をしているのかしていないのか、すべきなのかなくていいのか、もしくはもう過去を振り返ればそうそうできないのかということはどうするのかっていうのはあると思われまして。少なくとも、この考えの中には、こういった委員会の中ではわかるようにされた方がいいかなという気はしました。

(能本委員)

先ほど、小西先生からのご質問もあった、公共事業については3ページのような「見直しの方向性」は記載しないということだったし、別紙6にもその旨記載いただいているんですけども、順次読んでいくと、なぜその公共の部分だけがここに記載されていないのかという疑問がふと沸くので、その旨を注釈とかでもいいので、例えば「2ページに載っているながさきサンセットロード推進事業費については公共事業のため、こちらでの記載はしていない」とかという注釈を入れていただいた方が、わかりやすいなというのがあったのと、意図的に外しているというふうにとられかねないのかなと思いますので、そうではないということを、もし可能であれば記載をお願いいたします。

(事務局)

そこは確かに、県の中ではそういう話は共有できていると思うんですけど、外の皆様にも何らかの形でわかるようにしたいと思います。

(能本委員)

以上です。

(堀内委員長)

ほかに何かありましたら。では、この事業群に関する質疑は終わりということにしてよろしいですか。どうもありがとうございました。